

市民税・都民税

受付期間 2月17日(月)～3月17日(月)

申告の準備はお済みですか

問課税課市民税係・内線1206



郵送での申告に
ご協力ください

申告が必要な方、不要な方

申告が必要	下記①～④以外の方
申告が不要	①令和6年分所得税の確定申告書を税務署に提出する方
	②令和6年中の収入が給与のみで、勤務先から立川市に給与支払報告書の提出があり、控除等の追加がない方(提出状況は勤務先の給与担当者に確認してください)
	③令和6年中の収入が公的年金等のみ(遺族・障害年金等非課税の年金を除く)で、控除等の追加がない方
	④同居の親族に扶養されている方*(ただし、所得金額が記載された証明書の発行を希望する場合は申告が必要です)

*扶養主の所得が1,000万円を超える同一生計配偶者の方で、例年市民税・都民税の申告書を提出している方は、扶養主の方の源泉徴収票や確定申告書に配偶者として記載されていることを確認してください。令和7年度の住民税の定額減税を受けるためには、扶養主の方が年末調整や確定申告で同一生計配偶者(控除対象外配偶者)がいることを申告している必要があります。扶養主の方が配偶者を扶養している申告ができていれば、ご本人からの申告は必要ありません。

市民税・都民税の申告に必要なもの

申告書	昨年、市民税・都民税の申告書を提出した方などに「市民税・都民税申告書」を1月27日(月)に郵送します。課税課(市役所1階36番窓口)、窓口サービスセンター、各連絡所、申告・相談会場でも配付します。
令和6年中の所得に関する書類	▶給与所得・公的年金収入のある方は源泉徴収票 ▶それ以外の所得のある方は、収入金額や必要経費が分かる帳簿など
令和6年中の控除に関する書類	▶国民年金保険料や生命保険料等の控除証明書 ▶社会保険料・寄附金等の領収書 ▶医療費控除の明細書(ご自宅で作成してお持ちください) ▶障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳、愛の手帳、障害者控除対象者認定書など
本人確認書類	▶マイナンバーカード ▶マイナンバーカードをお持ちでない方は、番号確認書類(通知カード等)と本人確認書類(運転免許証等)

申告書の提出方法

混雑緩和のため、郵送での申告にご協力ください。
直接持参する場合は下表の申告・相談会場で受け付けます。申告・相談会場は、受付開始直後や終了間際、また月曜日は大変混雑します。混雑する日になるべく避け、できるだけ少人数でお越しください。なお、所得税の確定申告の相談はお受けできません(右下記事「確定申告はご自宅で」をご参照ください)。

郵送先
〒190-8666
〔住所記入不要〕
立川市役所
課税課市民税係 宛

申告・相談会場

場所	受付日	受付時間
市役所1階101会議室	2月17日(月)～3月17日(月) 〔土曜・日曜日、祝日を除く〕	午前9時～午後4時
子ども未来センター	2月23日(日・祝)	午前9時30分～午後3時
こぶし会館	2月25日(火)	
若葉会館	2月27日(木)	
滝ノ上会館	2月28日(金)	
西砂学習館	3月2日(日)	

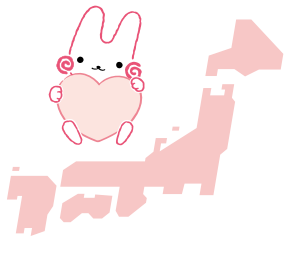
よくある質問



ふるさと納税でワンストップ特例を申請しているのですが、申告したらどうなるのでしょうか。



ワンストップ特例を申請している方は、市民税・都民税の申告や確定申告を行うと特例の適用対象外になります。申告する際は、ワンストップ特例申請分を含むすべての寄附金について申告してください。



各種所得控除のご案内

社会保険料控除

●国民年金保険料 納付した金額を証明する書類の添付が必要です。令和6年9月30日までに納付した保険料の控除証明書を、昨年11月に被保険者宛てに郵送しました。申告時は、この証明書と令和6年10月1日以降に納付した保険料の領収書を添付してください。なお、令和6年10月1日～12月31日に初めて国民年金保険料を納付した方には、2月上旬に控除証明書を郵送します(ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004〔電話番号が050から始まる電話等の方は ☎

03(6630)2525〕、日本年金機構立川年金事務所 ☎(523)0352

●国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料 証明書の添付は必要ありません。領収書、振替口座の通帳(口座振替の方)、公的年金等の源泉徴収票(年金天引きの方)等で令和6年1月～12月に実際に納付した金額を確認して申告してください(問保険年金課賦課係・内線1416、介護保険課介護保険料係・内線1446

高齢者の障害者控除

障害者手帳をお持ちでなくても、次のすべてに該当する方は、所得税や市民税・都民税の障害者控除または特別障害者控除を受けられます
▶65歳以上▶要介護(要支援)認定を受けている
▶要介護(要支援)認定の主治医意見書で日常生活自立度判定基準ランクに一定以上の記載がある
令和6年12月31日時点で市内に住民登録がある該当者のうち、市民税課税者および前年に認

定書を発行した方には、確定申告に必要な障害者控除認定書を1月17日に送付しました。認定書が届かない方や、認定書が必要な非課税の方はお問い合わせください。

控除額は▶障害者控除＝所得税27万円、市民税・都民税26万円▶特別障害者控除＝所得税40万円、市民税・都民税30万円▶同居特別障害者控除＝所得税75万円、市民税・都民税53万円
(問介護保険課介護認定係・内線1454

所得税

確定申告はご自宅で

所得税の確定申告書は、「国税庁」のホームページの「確定申告書等作成コーナー」から作成・送信(提出)できます(上2次元コードからアクセス可)。マイナンバーカードとその読み取りに対応したスマートフォンをお持ちの方は「マイナンバー方式」で、お持ちでない方は「ID・パスワード方式」または「書面」で提出できます。



また、2月17日(月)～3月17日(月)には、所得税の確定申告書作成・提出会場を立川税務署(緑町4-2立川地方合同庁舎内)に開設します〔土曜・日曜日、祝日を除く。ただし、3月2日(日)は開設〕。混雑回避のため、当日会場で入場整理券を配付します(「国税庁」のLINEで事前に入手することもできます)。なお、配付状況に応じて受け付けを早めに締め切る場合があります。
(問立川税務署 ☎(523)1181